

用語の解説

1. 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）をいう。

2. 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいう。なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

3. 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に掲げる「金融業，保険業」の企業等及び会社以外の法人の場合は経常収益としている。

4. 企業産業分類

支所を含めた企業全体の主な事業の種類により、企業単位で 1 つの産業（主業）に分類したものであり、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に準じている。